

## ○自治基本条例 ー見直しの観点ー

このたびの見直し案の作成に当たっては、以下の観点から検討を行っています。

## 【見直しの観点①】 「協創によるまちづくり」との整合性

対象	策定時期	内容
自治基本条例	平成24年1月	協働を定義し、協働によるまちづくりを示唆
「協創によるまちづくり」推進指針	令和3年3月	本市におけるまちづくりの基本的な考え方として、協働をさらに推し進めた「協創」を規定

平成24年1月から施行されている自治基本条例の中では、「協働」といった表現が使用されており、条文中で「市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。」と定義しています。

その後、市では令和3年3月に、まちづくりの根幹を為す考え方として「協創によるまちづくり」推進指針を策定しました。その指針の中では「“協創”は“協働”を進化かつ深化させた形である」と位置づけており、様々な主体が、それぞれの責任や役割を自覚する中で、ともに協力して活動する“協働”の理念に、「新しい価値の創出」といった活動成果を加えたものが“協創”であると定義しています。

「協創」が、協働を発展させた考え方であること、また、本市のまちづくりにおける基本的な考え方であることを踏まえ、本条例においても、その考え方が包含されることが望ましいとの認識から、このたび“協働”から“協創”に見直すこととしています。

## 【見直しの観点②】 民法改正による成年年齢の変更への対応

内容	令和4年3月まで	令和4年4月以降
成年年齢	20歳	18歳

※令和4年（2022年）4月1日施行

令和4年4月1日に施行された民法改正に伴い、青少年に係る記載について見直すこととしています。

## 【見直しの観点③】 山陽小野田市第二次総合計画との整合性

（令和4年度の総合計画改訂内容）

<改訂前> 市民の生命、財産を守る「安心・安全の確保」と「市民が主役のまちづくり」

<改訂後> 市民の生命、財産を守る「安心・安全の確保」と「誰もが主役のまちづくり」

総合計画の改訂内容を踏まえて、また、人口減少社会におけるまちづくりを考えるに当たって、交流人口や関係人口の増加が必要不可欠な要素になりつつある点に鑑み、「市民が主役のまちづくり」といった表現について見直すこととしています。